

信州登山案内人制度について

I. 長野県における山岳ガイド資格制度の沿革

時代、年月	状況等 (■=案内人組合、条例関係)
明治時代 初期～	○ 地元の者以外の登山目的は、測量、山林検分、学術調査。 営業小屋の開業以前から、案内人・強力（ボッカ）の仕事が誕生。
明治時代 末期～	○ 一般登山者の増加と学校登山の開始により、案内人・強力が定着した仕事となる。 ○ 案内人の仕事は割高な現金収入であることから、作間かせぎとして重要になってくる。 ○ 案内人の手配ルートは旅館主であり、手配裁量権を有する旅館は固定化。
大正時代 半ば～	○ 北アルプスに営業小屋が開業し、案内人の需要が増加。 ○ 登山者と案内人との間で、金銭や山中での対応をめぐるトラブルが発生。 ○ 登山者を紹介する旅館主と案内人の間で、「分け前」のトラブルが発生。
大正6年	■ 大町登山案内者組合設立（初代組合長：百瀬慎太郎） ・「登山者には親切・忠実に」「山中では争いごとをしない」等、案内人の心得を設定 ・案内人の身分保障、社会に認知された職業への位置づけを図る
大正7年	■ 有明登山案内者組合設立
大正8年	■ 白馬登山案内者組合設立
大正11年	■ 島々口登山案内者組合設立
大正時代 末期～	○ 案内人の資質、対応、日当の額算定などをめぐり、登山者から組合や地元へ苦情が寄せられるようになる。 ○ 駅前での客引き行為が増加、不明朗な契約、接客態度などへの不満が問題化する。
大正14年	■ 「登山者休泊所及案内者取締規則」施行 ・案内人に、警察からの入山許可証の交付と、料金の事前承認を義務付け。当初は口頭試験、のちに筆記試験となる。
昭和23年1月	■ 「登山者休泊所及案内人条例」施行
昭和23年12月	■ 「案内人取締条例」施行
昭和28年	■ 「観光案内業条例」施行
平成16年	■ 試験内容の均一化と高度化 ・受験資格の設定（登山経験、救急法講習受講） ・実技試験の実施
平成22年	■ 「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」設置
平成24年	■ 「観光案内業条例」廃止
平成24年	■ 「信州登山案内人条例」施行 ・令和5年4月末現在、信州登山案内人は約450人

(参考) 菊地俊朗氏著 北アルプスこの百年 (文春新書)

Ⅱ. 信州登山案内人制度の概要

1 長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会（平成 22 年）

- (1) 長野県における望ましい山岳ガイド資格のあり方について検討。
- (2) 新たな登山案内人制度に関する研究会取りまとめのポイントは次のとおり。
 - 目的は「本県の山岳観光の振興」
 - 制度は、安全確保能力、登山に関する一般的な知識、山の歴史や文化に関する知識、コミュニケーション能力の4つの能力・知識を認証するもの
 - 「営業」の許可制度から、ガイドの「能力」を認証する制度へ転換
 - ガイド資格の取得はゴールではなく、山岳ガイド活動のスタートであるとの認識の下、研修の受講を更新の条件とすることが必要

2 信州登山案内人条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）について

- (1) 条例見直しの経緯
 - ア 山岳ガイドを取り巻く環境の変化
 - ①初心者、未組織登山者の増加、②ツアー登山の隆盛、③外国人登山者の増加
 - イ 長野県観光案内業条例が時代に沿わない
- (2) 目的
 - 登山者の誘客促進
 - 長野県の観光資源である山岳の地理、自然、歴史、文化への理解を深めるとともに、安全に登山を楽しむ機会を提供
 - 山岳観光の振興
- (3) 知事による登録
 - 「信州登山案内人」という名称を用いて登山者を案内するには、信州登山案内人試験に合格し、知事の登録が必要
- (4) 資格の有効期間
 - 3年間。資格更新にあたり研修の受講を義務付け
- (5) 県の責務
 - ア 制度の周知
 - イ 案内人の活用機会の確保
- (6) 案内人の責務
 - ア 自己研鑽
 - イ 山岳の地理的、歴史的、文化的な事象について登山者に説明
 - ウ 良質なサービスの提供の努力
- (7) 罰則
 - 信州登山案内人でない者が信州登山案内人又はこれに類似する名称を用いた場合、10万円以下の罰金に処する。